会津若松市議会 湊地区水資源問題に係る検討委員会 最終報告

平成25年5月30日

湊地区水資源問題に係る検討委員会

委員長 斎藤基雄

副委員長 丸 山 さよ子

委員 田澤豊彦

委員 石田典男

委員 坂内和彦

委員 渡部 誠一郎

委員 渡部 認

委員 樋川 誠

目 次

I	はじめに	P 2
Ι	検討委員会における主な取り組み経過	Р3
Ш	検討委員会における主な取り組み内容	P 4 ~ 9
IV	課題解決に向けた方向性	P 9 ~10

I はじめに

会津若松市議会は、市民の負託に応え、二元代表制の一翼としての役割を的確に果たすため、市民参加を機軸とした政策形成サイクルの確立と実践を志向し取り組んでいるところであり、政策課題や地域課題を発見するための重要なツールとして市民との意見交換会を位置づけている。平成24年5月までに8回開催された市民との意見交換会では、湊地区住民より、近年の下水道整備による水の使用量増大に加え、東日本大震災による地下水等の水源異常や、簡易水道・飲料水供給施設等の老朽化など、人が生活を営む上で不可欠である水資源の確保に関する不安・要望等多くの意見が寄せられてきた。湊地区の水資源問題については、これまでも文教厚生委員会及び建設委員会において議論されてきた経過にあるが、市民との意見交換会を所管する広報広聴委員会において、この問題は緊急的に対応すべき地域課題であるとの考えが集約され、住民の代表機関である議会が課題解決に向け、協議・検討をすべきである旨を議長に報告した。これを踏まえ、各派代表者会議において、課題解決に向けた方向性を議会が示せるよう、一定の調査・研究等を行う組織として、湊地区水資源問題に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置が議長より提起され、了承されたものである。

検討委員会では、湊地区住民との意見交換や飲料水確保困難地域などの現地調査等を通して、地区の現状把握に努めるとともに、市の取り組み経過について聴取してきたところであり、これらを踏まえ、地区における水資源のあり方への認識を深め、課題解決に係る論点となる事項について委員間討議を行い、課題解決に向けた方向性について整理をしてきた。

そこで、本報告では、第1に、検討委員会における取り組み経過について報告し、第2に、地区の現状、住民意向、市より示された論点情報等を踏まえ、検討委員会としてどのような考えに至ったのかについて、議論の経過と結果を報告するものである。

第3には、最終の取りまとめを行い、課題解決に向けた方向性について最終報告をしようとするものである。

Ⅱ 検討委員会における主な取り組み経過

検討委員会では、下記のとおり16回の委員会を開催し、実態の把握に努め、課題を抽出し、委員間討議を機軸にしながら湊地区の水資源問題の解決に向けた方向性について認識を深めてきた。また、協議経過については、市民との意見交換会の場を活用し、湊地区住民をはじめとした市民に説明するとともに、それに対する意見を伺いながら方向性を確認し、さらに議論を進めてきたところである。

平成 24 年 7 月 17 日	・第1回委員会(正副委員長の互選、今後の進め方の確認)
7月23日	・第2回委員会(市(健康福祉部・水道部)からの経過等の説明)
8月3日	第3回委員会(市(健康福祉部・水道部)からの追加説明、説明内容に係る委員間討議)
8月17日	・第4回委員会(先行事例と水源等の現地調査)
10月9日	第5回委員会(実態研究セミナー 湊地区の水資源の現状と今後の 展望について 講師:川越清樹 福島大学准教授)
10月18日	◎議員全員協議会への第1回中間報告・第6回委員会(湊地区区長会との懇談会)
11月2日	第7回委員会(現地調査と実態研究セミナー、懇談会を受けての委員間討議)
11月12日	・第8回委員会(これまでの全体的な経過を踏まえた委員間討議)
11月14日	◎第9回市民との意見交換会(湊地区・第2班担当)
12月21日	・第9回委員会(市民との意見交換会を受けての委員間討議)
平成 25 年 1 月 16 日	・第10回委員会(委員間討議による合意形成)
1月23日	・第11回委員会(委員間討議による合意形成)
1月30日	第12回委員会(市(健康福祉部)からの現状等の説明、委員間討議による合意形成)
2月6日	・第13回委員会(委員間討議による合意形成)
4月15日	・第14回委員会(中間報告に係る委員間討議)
4月24日	◎議員全員協議会への第2回中間報告
5月7日	◎第10回市民との意見交換会(湊地区・第3班担当)
5月24日	第15回委員会(市民との意見交換会を受けての委員間討議、検討 委員会の最終報告について)
5月28日	第16回委員会(検討委員会の最終報告について)

Ⅲ 検討委員会における主な取り組み内容

1 現状把握

検討委員会では、湊地区の水資源問題の解決に向けた方向性を明らかにするためには、多くの地区住民が不安の声を寄せている地区の現状がどのような状況にあるのか、また、なぜ地区の状況が長年にわたり解決されずに現在に至っているのか、について確認をし、現状と課題について理解を深めることが必要であると認識したことから、給水施設が整備されていない集落をはじめとした地区集落の現地調査や、区長会との懇談会を実施するとともに、水資源問題に係る市の取り組み経過について確認をしてきた。

(1) 現地調査及び区長会との懇談会

湊地区の現状を把握するため、平成24年8月に、中田地区及び崎川地区の給水施設未整備地区を、また、市の給水施設工事費補助金(以下「市補助金」という。)を活用して整備された笹山地区及び経沢地区の飲料水供給施設について調査を実施し、同年10月には、湊地区区長会との懇談会を開催し、14地区、約30名の参加をいただき、各地区の現状、水資源確保に向けた考え方等について意見を伺った。

これらを通して、給水施設未整備地区においては、水源不足による渇水、降雨による濁水等水質管理の問題など、日常的に要する飲料水の確保さえ困難な状況にあること、1日も早く安全な水を飲めるようになることを望んでいるが、市補助金は、補助対象が限定され、住民負担が大きくなり活用しにくいこと、また簡易水道等給水施設整備地域においても、設備等の老朽化や更新時の費用負担などについて不安があり、市に移管したいとの意見もあることなどを確認したところであり、湊地区における水資源に係る問題の深刻さを再認識するとともに、給水施設整備地区、未整備地区など、各地区・集落によって、その問題のあり方、水資源確保に向けた考え方は多様であることを理解したものである。

(2) 市の取り組み経過

また、湊地区の水資源問題については、これまで市が、長年にわたり調査・検討 を行ってきた経過にあるが、現実的には、当該問題の解決には至っていない。検討 委員会では、問題解決に向けた課題を捉えるため、市の取り組み経過について確認をした。以下、市における湊地区の水資源確保に向けた方針の変遷について示す。

① 湊地区簡易水道整備に係る基本方針の決定(平成13年2月)

過去においても、地区より幾度となく施設改修の補助、地区管理の簡易水道の 市への移管等の要望を受けてきたことや、農業集落排水事業の供用開始に伴う給 水量増加への対応の必要性などを受け、市では平成13年2月に湊地区簡易水道 整備に係る基本方針を決定した。この内容は、湊地区に飲料水を供給している簡 易水道、飲料水供給施設、小規模共同水道等の水道施設を市営の簡易水道として 統合整備しようとするとともに、水道未普及地区についても、施設の形態、水源 の確保等多様な観点からそのあり方を検討し、解消を図ろうとするものであった。

② 水源確保に向けた調査の実施(平成14年度から16年度)

基本方針の決定を受け、3年にわたり湧水水源の特定と水質・水量調査が実施された。水源候補地として、西田面水源、南松水源、赤井水源、原水源が選定され、調査されたものであるが、統合簡易水道の水源として安定した水量を供給できる水源確保には至らなかったということである。

③ 統合簡易水道整備基本方針の見直し(平成18年1月)

長年懸案となっていた水源確保の問題について、旧河東町が保有する水利権の利用見通しが立ったことにより、南松水源及び猪苗代湖水を水源とした統合簡易水道を整備する方針を決定した。

④ 統合整備から地区単位整備へと転換する整備方針の決定(平成20年3月)

統合簡易水道の整備基本計画の策定に向けた調査の結果、統合整備には、約20億円の事業費を要し、公債費償還等に要する毎年度1億円強の財政負担の必要性が生じることが明らかになり、国庫補助要件の見直しによる補助採択の困難化、公債費負担適正化計画の策定による市債借り入れの制限の可能性なども相まって、当該事業推進に向けた財源確保が課題として認識された。このような状況の中、笹山地区において渇水問題が発生し、その対応として、地区の実情を踏まえた水

道整備支援に市補助金を活用して取り組んだことが、早期に水資源の安定供給を 実現したい地区住民にも受け入れられるなど、一定の課題解決に寄与したことを 受け、住民が衛生的な生活用水を一刻でも早く享受できるあり方を検討する中で、 地区単位の整備へと方針転換することとなった。

以上のような方針転換を経て、現状において市は、給水不安地区を優先的に整備することとし、市補助金の交付による支援をしているということである。

2 問題点の把握及び課題解決に向けた委員間討議

検討委員会では、湊地区の水資源に係る現状について理解を深めた上で、課題解決 に向けて、以下の内容を主要な論点として検討をしてきた。

(1) 住民に対する水資源のあり方

現地調査及び区長会との懇談会を通して、各地区・集落の窮状が明らかになり、 特に給水施設未整備地区においては、人が生きていく上で欠かすことのできない水 資源を、安心して享受することができないという状況が改めて確認されたところで ある。検討委員会では、日常生活に必要な水資源は当然確保されるべきものであり、 早期に改善されるべきであるとの認識を持ったものである。

(2) 早期に実現されるべき事項の考え方

さらには、まず何が実現されるべきなのかについて、委員間討議をしたところ、 総論では、湊地区の水資源問題の解決という点において委員間で一致するものの、 各論では、湊地区全体を対象と捉えて検討を重ねていくのか、あるいは、給水施設 未整備地区を中心に検討を重ねていくのかについて、種々議論がなされたところで ある。

その結果、地区全体の多様な問題が整理・改善されるべきであることに留意しつ つも、それには相当程度の時間を要すると考えられること、その一方で、今まさに 水資源に困窮している集落にとっては、当該問題の解決が喫緊の課題であること、 さらには、このような集落の問題を解決していくことが、中長期的には、地区全体 の問題解決にもつながると考えられることなどから、検討委員会では、第一義的に は給水施設未整備地区の問題解決が早期に図られるよう、その方向性がどうあるべきかについて議論すべきであるとの考えに至ったものである。

(3) 水源確保のあり方

その上で、湊地区の水資源確保に向けて大きな課題として捉えたものが、水源確保のあり方についてである。

市において統合簡易水道の整備を模索していた際には、湧水からの水源確保を試みたものの供給量が十分ではなく断念した経過があり、また、旧河東町が保有する水利権を活用した整備についても配水管の布設等に莫大な費用と時間を要する点が、計画断念の一つの要因となるなど、速やかに安全な水を供給できる水源の確保が懸案事項になっているものと考えた。このようなことから検討委員会では、第1に、新たな水利権の取得について、第2に、地区単位を基本とした水源開発について実態を確認し、その有効性について検討をしたものである。

① 水利権取得の可能性

水源確保については、これまでも地区集落に近接する猪苗代湖水の活用が出来ないのかといった声が地区からも出ていたところであり、その前提となる新たな水利権の取得に係る可能性と妥当性について検討したところである。

水利権とは河川の流水を占用する権利であり、猪苗代湖の水利権は、本市のほか、郡山市、東京電力など7つの利水団体が保有している。湊地区の湖岸近辺より取水可能となれば、水源の枯渇の心配もなく安定した給水量を確保できると考えられるが、現状において既得権利者の水利権量が、猪苗代湖より安定的に継続取水できる安定水利権の水量に達しているため、新たに水利権を取得するためには、既得権利者との協議調整の上、同意を得る必要があり、東京電力の上流からの取水となれば、発電に係る取水量減に伴う減電補償を視野に入れながら調整を図る必要性が出てくる。さらには、水利権申請に向けた事業計画の策定、当該事業を遂行するために必要な施設整備、財政的な裏づけ等水利使用の確実性を担保する必要があるなど、手続きに時間を要することが予想される。一概に比較は出来ないが、過去に郡山市が猪苗代湖の水利権を取得する際には、構想から国の利水許可に至るまで8年の歳月を要したこと、また、東京電力との水利権に係る協

議に、県の斡旋を受けながら12年かかり、原水取得費(減電補償)として2億 6,800万円を要したことなども確認したところである。

このような実態を踏まえ、委員間討議したところ、安定した水源の確保という 視点に立てば、新たな水利権の取得は有効な手段となり得るが、既得権利者との 協議調整が必要なことからも実現の可能性は不透明なものがある。さらには、手 続きに相当の時間を要することから、給水施設未整備地区の住民の思いに、早期 に応えることが難しい手法であることを認識したところである。

② 地区単位を基本とした水源開発

一方、地区単位を基本とした水源開発には、市補助金の利用が可能であるが、これを活用して整備した地区は、湊地区内においては、笹山地区、経沢地区の2地区にとどまっている。市補助金の活用が進まない理由として、住民負担の重さを指摘する地区住民もいる。当該補助金の上限額は1,300万円とされており、給水施設未整備地区において水源開発をし、水処理施設を整備し、配水管等を布設すれば、経費が1,300万円を超えてしまい、住民負担が大きくなるというのである。水源開発の可能性については、有識者より「地形や地質の状況から水脈を予測するといった手法が考えられるが、そのためには、試掘による地質調査をできるだけ多く行うなど、具体的な評価を行うことが重要である。」との指摘があるが、現状では補助金の枠も決められており、水源開発のみに資金を割くことは困難である。さらには資金を投下しても、必ずしも水源を確保できるとは限らないということも、住民が整備を決断できない理由の一つであり、現状は当該補助金の活用により、水源確保の見通しが立てられる地区のみの活用となっているものと考えられる。

検討委員会では、地区単位での水源開発は、給水施設未整備地区の課題への早期対応が図られる可能性があることを認識しつつも、その手法が地区住民を主体とした市補助金の利用に概ね限られており、活用も十分に図られていない現状を踏まえれば、地区の現状に即した手法が検討され、実施される必要があるものと理解したところである。

(4) 水資源確保に係る市の役割

このような中でさらなる論点となったのが、当該問題に係る市の役割についてである。各地区では、水源確保をはじめ、設備投資資金、高齢化、人口減少に伴う設備の維持管理など、多様な問題を抱えており、画一的な手法で解決できるものではない。市補助金は十分に活用されておらず、市民との意見交換会や区長会との懇談会では、給水施設整備の見通しが立たない地域の窮状を訴える声が後を絶たない状況にある。このような中で、地域住民の福祉向上を使命とする行政は、その使命を果たすことが求められている。

したがって、検討委員会では、第1に、市が地区の現状を把握し、整備に係る手法、費用、期間など課題解決に向けたさまざまな論点情報、見通しなどを地区住民に示した上で、地区の合意形成を促すこと、第2に、市が主体性を持って、整備に向けて取り組むことが必要であると認識したところである。

Ⅳ 課題解決に向けた方向性

検討委員会では、地区の現状を把握した上で、水資源のあり方について共通認識を持ち、第一義的には給水施設未整備地区における問題を解決するため、水源確保のあり方、行政の役割について等を主要な論点として委員間討議を行ってきた。また、議論の経過については、平成24年11月及び平成25年5月に開催された市民との意見交換会において市民への報告を行い、湊地区はもとより他地区からも、水源確保や水質管理の問題等を踏まえ、給水施設未整備地区への対応は早急になされるべきであるとの考えが示されてきたところであり、これらも踏まえ、課題解決に向けた方向性について検討委員会での合意形成に努めたところである。

(1) 合意形成事項

検討委員会で検討すべき対象集落の定義は、「現時点で市民が居住し、かつ会津 若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が 困難な集落」とした上で、以下の内容が図られるべきであるとの共通認識に立った ものである。 第1に、対象集落では、「蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態」 が実現されるべきである。

第2に、衛生的な飲料水供給は生活するための最低限の社会資本であることから、 対象集落における飲料水の確保については、市が責任を持ち主体的に取り組むべき である。

第3に、施設整備に当たっては、利用者への応分の負担を前提として、対象集落 の住民意向に寄り添い、計画的かつ着実に市が課題の解消を図るべきである。

第4に、整備後には、市と住民の協働のもと、互いの責任を明確にし、施設の適切な維持管理に努めながら、さらに安定的な飲料水供給が可能となるよう努めることが望ましい将来像である。

以上のように、検討委員会では、「蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る 状態」を実現するため、市が地区(集落)の実情、住民の意向に寄り添いながら、課 題解決に向けて主体的に取り組むべきであるとの結論に至ったものである。

なお、議会としては、今後の市の取り組みを注視していくとともに、市民との意見 交換会等の機会を通して、住民意向を適切に捉え、さらに市政に反映していくなど、 課題の早期解決に向けて、役割を果たしていくことが必要であると認識している。

以上のとおり、最終報告するものである。